# 配当割等の軽減税率廃止及びNISAについて

# 1 都民税配当割及び株式等譲渡所得割の軽減税率の廃止

配当割及び株式等譲渡所得割の10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例措置が 平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は、本則税率の20%(所 得税15%、住民税5%)が適用される。

# 【税率】

平成 21 年 1 月 1 日~	平成 25 年 1 月 1 日~	平成 26 年 1 月 1 日~
平成 24 年 12 月 31 日	平成 25 年 12 月 31 日	平成 49 年 12 月 31 日
10%	10. 147%	20. 315%
(所得税 7%、住民税 3%)	(所得税及び復興特別所得税	(所得税及び復興特別所得税
	7.147%、住民税 3%	15.315%、住民税 5%)

### 【参考】利子割の税率

~平成 24 年 12 月 31 日	平成 25 年 1 月 1 日~平成 49 年 12 月 31 日	
20%	20. 315%	
(所得税 15%、住民税 5%)	(所得税及び復興特別所得税 15.315%、住民税 5%)	

#### 2 NISACONT

平成26年1月1日より、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(NISA)が開始された。

# 【制度の概要】

非課税対象	非課税口座内の少額上場株式等の配当等、譲渡益	
開設者(対象者)	口座開設年の1月1日において満20歳以上の居住者等	
口座開設可能期間	平成 26 年 1 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日までの 10 年間	
非課税管理勘定設定数	各年分ごとに 1 非課税管理勘定のみ設定可	
非課税投資額	1 非課税管理勘定における投資額(①新規投資額及び②継続適用する上場株式等の移管された日における終値に相当する金額の合計額)は 120 万円を上限(平成 27 年分までは上限 100 万円) ※ 未使用枠は翌年以後繰越不可	
保有期間	<b>最長5年間、途中売却可</b> (ただし、売却部分の枠は再利用不可)	
非課税投資総額	最大 600 万円(120 万円(平成 27 年分以前は 100 万円)×5年間)	

- ※ 平成 28 年 1 月 1 日から、20 歳未満を対象とする「ジュニア NISA」(非課税投資上限額 80 万円) が創設されました。
- ※ 平成30年1月1日から、非課税累積投資契約に基づく定期かつ継続的な方法による一定の投資信託の買い付けに係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置「つみたてNISA」 (非課税投資上限額 40万円)が創設されました。